

新居浜市文化芸術振興計画の 策定について



教育委員会事務局 文化振興課

第1章 文化芸術振興計画の趣旨

1 計画策定の目的

新居浜市は、平成27年に「あかがねミュージアム」を開館し、優れた文化に触れる機会の拡充や多様な文化の普及啓発を図っています。

しかしながら、文化芸術の担い手の高齢化や市民文化センターの老朽化などの課題も山積みしており、改めて本市の文化芸術の継承、発展及び創造のための施策を再構築することが求められています。このようなことから、市民の目線に立った効果的な施策を推進し、文化芸術の香りあふれる新居浜市を目指すため、本計画を策定するものです。

2 対象となる文化芸術の範囲

文化芸術基本法第8条から第14条までに例示されている文化芸術を本計画でも対象とします。

文学・音楽・美術・写真・演劇・舞踊その他の芸術・メディア芸術・芸能・茶道・華道・書道・文化財等

※本計画では、別子銅山近代化産業遺産は対象外とします。

第1章 文化芸術振興計画の趣旨

3 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術基本法第7条の2に基づいて策定します。

【参考】文化芸術基本法 第7条の2
都道府県及び市町村の教育委員会は、（中略）文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

4 計画の期間

計画の期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。
2023年度（計画期間の中間年度）には、計画の見直しを実施します。



第2章 新居浜市の文化芸術の現状と課題

1 文化芸術活動

(市民主体の活動団体)

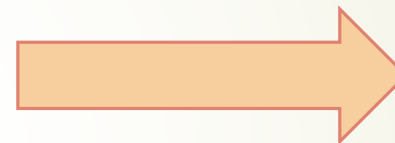
文学、音楽、美術、写真、演劇、
舞踊、茶道、華道、書道、郷土芸能 など

文化協会加盟団体 72団体
郷土芸能加盟団体 15団体 など

【活動目的】

自己の技術の向上・会員間の交流・
伝統文化の継承 など

文化芸術に触れる機会の創出



市民

- ・春の市民文化祭
- ・美術展覧会
- ・秋の芸術祭
- ・郷土芸能発表会
- ・校区文化祭
- ・活動団体独自の発表会 など

課題

- ▶ 会員の高齢化
- ▶ 会員の新規加入者の減少
- ▶ 練習場所の不足
- ▶ 活動資金の不足 など

第2章 新居浜市の文化芸術の現状と課題

2 文化芸術関連施設

- ◎市民文化センター
- ◎あかがねミュージアム
- ◎図書館、公民館、
総合科学博物館
- ◎ウイメンズプラザ、
銅夢にいはま 他
- ◎民間のホール、福祉施設
など

課 題

- ▶市民文化センター
(昭和37年11月建設)

老朽化
駐車場スペースの不足
など

第2章 新居浜市の文化芸術の現状と課題

3 歴史遺産・文化財

市内には、縄文時代から近現代に至るまで様々な歴史遺産や文化財が遺されています。

縄文時代

横山遺跡
大師泉遺跡
など

弥生時代

桧端遺跡
尻無遺跡
東田遺跡 など

古墳時代

金子山古墳
正光寺山古墳群
横山古墳群 など

中世

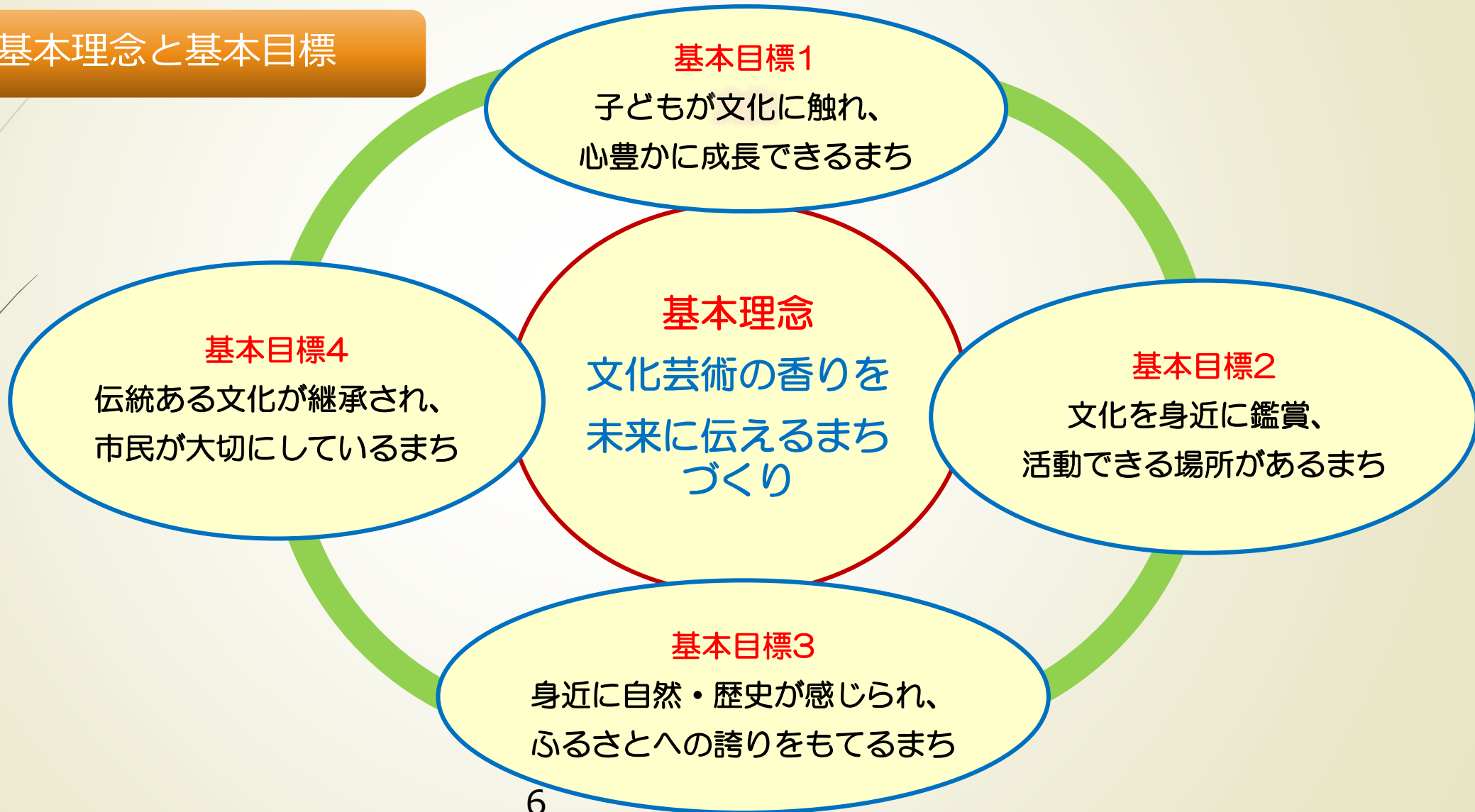
金子城跡
岡崎城跡
など

課題

- ▶ 価値や面白さの周知
- ▶ 効果的な活用の推進
- ▶ ふるさとラボやあかがねミュージアム、正光寺山古墳公園等での歴史文化学習の推進

第3章 目指すまちづくりと基本的な取り組み

1 基本理念と基本目標



第3章 目指すまちづくりと基本的な取り組み

基本目標 1 子どもが文化に触れ、心豊かに成長できるまち

取り組みの方向性

①子ども対象の文化芸術事業の充実

②学校や団体との連携した事業の実施

③意欲や才能を伸ばすための文化芸術活動の支援

主な取り組み

◎SDGsアートフェスティバルの開催
◎写生大会、絵画教室、こども美術展などの継続

◎文化団体等と連携した鑑賞、体験教室の充実
◎アウトリーチ活動の充実

◎文化芸術を勉強している学生等に発表の機会を提供

第3章 目指すまちづくりと基本的な取り組み

基本目標2 文化を身近に鑑賞、活動できる場所があるまち

取り組みの方向性

①文化芸術事業の充実

②効果的な情報の発信

③鑑賞する場所の整備

④文化芸術団体の活性化

主な取り組み

- ◎校区文化祭など身近な文化芸術事業の継続
- ◎招聘事業や助成事業を積極的に活用した質の高い文化芸術事業の開催
- ◎あかがねミュージアム等を活用した文化芸術事業の充実
- ◎文化芸術団体等と連携した鑑賞・体験教室の充実

- ◎ホームページやSNSを活用した情報発信の推進

- ◎市民文化センターの整備方針決定（2020年度まで）

- ◎活動団体の活動見学や体験する機会の提供
- ◎活動場所の整備
- ◎文化芸術事業の企画立案を行うことができる市民の育成
- ◎市独自の財政支援制度の創設

第3章 目指すまちづくりと基本的な取り組み

基本目標3 身近に自然・歴史が感じられ、ふるさとへの愛着と誇りをもてるまち

取り組みの方向性

①自然・歴史を学習できる場所の整備

②学校や地域と連携・協働の推進

③市民の文化財に対する理解の促進

④文化財の適切な保存・継承・整備

主な取り組み

- ◎郷土資料の有効活用の検討
- ◎あかがねミュージアムやふるさとラボでの学習環境の整備
- ◎郷土文化遺産等の展示・収蔵を行う場所の整備検討

- ◎地域やコミュニティスクールと連携した地域文化の伝承

- ◎ふるさと学習資料の整理
- ◎埋蔵文化財の分布状況の確認・整理及びホームページ等での情報発信
- ◎文化財めぐり事業の実施

- ◎市内でも特に価値の高い文化財の保存活用計画の策定
- ◎指定文化財の案内看板や周辺環境整備

第3章 目指すまちづくりと基本的な取り組み

基本目標4 伝統ある文化が継承され、市民が大切にしているまち

取り組みの方向性

①保存や継承に向けた世代間交流の推進

②伝統文化に接する機会の充実

③伝統文化等地域の魅力発信

④市全体での取り組み推進

主な取り組み

◎郷土芸能学習活動や運動会での発表などの継続的な活動の推進
◎三世代交流事業の充実、伝統文化の継承

◎定期的な郷土芸能発表会の開催や校区芸能祭など地域での発表の場の確保

◎ホームページ等での伝統文化に関する情報発信

◎保存伝承活動に対する行政支援の拡充

第4章 文化芸術振興計画の推進

1 計画推進の役割

市民

- 文化芸術に触れ、興味・関心を持ち、積極的に推進していく役割の担い手
- 地域文化資源を保存、次世代へ継承する当事者

連携・協働

行政

- 文化施設の適切な運営・充実・積極的な情報提供等により、市民が活動しやすい環境づくりを推進する役割の担い手

活動団体等

- 市民の文化芸術活動の基盤
- 発表会等、市民に文化芸術を知るきっかけを創出する役割の担い手

第4章 文化芸術振興計画の推進

2 計画の進捗管理

